

議案第 21 号 朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

福祉部障害福祉課

1 提案する理由

昨今、相談内容は複雑化、長期化しており、これらの課題に対応するため、現指定管理期間が終了し、令和 9 年 4 月 1 日から新たに 5 年間の指定をするこの機会において提供するサービスを見直し、より多くの相談を受ける体制を整備するとともに、多角的な知見による質の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障害者相談支援業務及び障害者就労支援センター業務を委託業務に移行するものです。

2 改正の概要

(1) 障害者に関する指定管理事業

- ①障害者相談支援業務を指定管理業務から委託業務とするもの
(改正前条例第 3 条第 5 号を削除)
- ②障害者就労支援センター業務を指定管理業務から委託業務とするもの
(改正前条例第 3 条第 6 号を削除)
- ③その他、引用条項を整理するもの

(2) 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

担当

福祉部障害福祉課障害給付係

463-1599